



現代の東アジアと国際結婚 : 「南北型」を中心にして

藤井, 勝

(Citation)

社会学雑誌, 30:37-60

(Issue Date)

2013-03-31

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81011135>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011135>



現代の東アジアと国際結婚

——「南北型」を中心にして——

藤井 勝

神戸大学大学院人文学研究科教授

一 はじめに

一一 現状

現代の東アジアにおいて、国際結婚は重要性を増しており、シンガポールを除けば、とくに東北アジアに属す台湾、韓国、日本において顕著な社会現象となっている。例えば、表一のように、二〇一〇年段階では、台湾では十三%、韓国では十一%、日本では五%を占めている。もっとも異なるエスニックグループ間の国際結婚、つまり、台湾における大陸出身中国人との結婚、韓国における中国朝鮮族との結婚、そして日本では日系人との結婚を除いた結婚は、それぞれ四%、九%、五%という相対的に低い値を占めている。なぜなら国際結婚を含めた人の国際的移動に対して、上記の三つの政府は程度の差こそあれ、民族帰還移動 (ethnic return migration) 政策を採用してきたため

(Lee, Yeon-Ju 2011:125-126) 同一エスニックグループの外国人との国際結婚が増加したからである。ただし日本では国際結婚全体の割合と、異なるエスニックグループ間の国際結婚の割合が同程度であるから、南米を中心とする日系人はほとんど外国人労働力としてのみ存在し、国際結婚の供給源としては機能してこなかったことになる。日系人労働者が多く働く日本において、なぜ日系人との国際結婚が進行しなかったのかは興味深いテーマであるが、ここでは、このような事実がある点だけを指摘するにとどめておきたい。また台湾では、二〇一〇年の数字は二〇〇三年に比べると半分以下になっているが、他の研究でも同じ数値となっているので (Lee, Yeon-Ju 2011:124)、この数値は誤りではない。二〇〇〇年代後半から、不法外国人労働力問題や人権問題などを背景して台湾政府が国際結婚に厳しい規制をかけたことによるものとされている (ibid.)。もっと

とも国際結婚への法的規制が強化されたとしても、他の国々に比べると相対的に高い数値を占めているし、規制強化以前に国際結婚をした夫婦、そして彼らの子供たちは台湾で社会生活を送っているため、今日でも国際結婚は台湾社会にとっての大きな関心事である。

このような現代の東アジアの国際結婚には、大きく二つのタイプが内包されている。「文化交流型」(intercultural)と「南北型」(north-south)に大きく分けることができる(Fuji 2010:10-12)。現代のグローバル化を背景としてビジネス、留学、旅行などを契機とする人の移動が高まり、そのなかで異なった国々の男女が巡り会う機会が増大しており、そこに発生する国際結婚を文化交流型として捉えることができる。一方、現代では国際的な労働力の再編成・再配置が進行し、そのなかで労働力、とくに底辺労働力やサービス労働力のグローバルな移動も展開しているが、これと連動しながら、発展途上国(＝「南」)から、韓国、台湾、日本などの経済発展国(＝「北」)へと女性が移住し、国際結婚をしている。このような国際結婚を南北型と捉えることができる。文化交流型の国際結婚は全体として中間層において発生する傾向があり、多少とも夫婦が互いの文化や価値を認め、尊重し合うところから結婚が成り立っているという点に、「文化交流」的な特質がある。一方、南北型は、「北」の地方・農村部や大都市中下層における妻

表1 東アジア諸国における国際結婚の割合

	おおよその 年次	全国際結婚	異なるエスニックグループ間 の国際結婚(*3)
シンガポール(*1)	2008	39	13(*4)
台湾	2003	32	10
	2010	13	4
韓国	2005	14	7
	2010	11	9
日本	2005	5	5
	2010	5	5
フィリピン	2009	4(*2)	4(*2)
ベトナム(*4)	2005	3	3
インドネシア(*4)	2005	1	1
中国(*4)	2005	0.7	0.4

注)

- (*1) 数値は、シンガポールでの永住資格をもつ者を含む外国人との結婚である。
- (*2) フィリピン海外移住委員会に登録されていないフィリピン人海外移住者の結婚を考慮して、数値は30%高く設定されている。
- (*3) 同じエスニックグループの配偶者とは、台湾では中国系、シンガポールでは中国系、マレー系、あるいはインド系、そして韓国では朝鮮系である。
- (*4) 非常に荒い推計値である。

<典拠> Gavin W. Jones, "International Marriage in Asia: What Do We Know, and What We Need to Know", Asia Research Institute Working Paper Series No.174, NSU, January 2012 の Table 1 より。

(嫁)不足を補うために、「南」から女性が供給されるとい
う性質をもつものであり、東アジアにおける国際労働力移
動の女性化 (feminization) の一環をなすものと位置づけ
られている (Yamanaka and Piper 2005: 9)。

一 一 一 南北型の諸要因

本稿は、以上のような国際結婚のうち、南北型の国際結
婚に焦点をあてるものである。なぜなら、文化交流型が現
代の国際結婚の光の部分であるとすれば、南北型の国際結
婚はむしろ陰の部分となっており、さまざまな問題を抱え
ているからである。また文化交流型は増加しているものの、
東アジアの国際結婚全体のなかで南北型の占める比重はい
まだ高い。そして、この国際結婚を生み出す構造は、以下
のように、現代社会のグローバル化というスタンダードな
ものと、東アジアという固有の社会文化的要因が複雑に絡
み合っているように思われる。

第一に、途上国等の周辺社会では、グローバル経済の
進展によって地方・農村までグローバル市場経済が滲透
することにより、「ローカル市場」に依拠して成立する生
存維持経済中心の世帯経済が崩壊し (伊豫谷 二〇〇一、
三一)、人々は、否応なく賃金労働による現金収入の拡大
によって「世帯保持」(householding)を行う必要がある
ということである (足立 二〇〇八: 二四三)。そのなか

で、若い労働力層を中心にして賃労働者化が進行し、多く
は国内の経済中心地における出稼ぎ労働などへと向かう
が、さらに一部はより高額の収入が見込める経済発展国等
の海外労働市場を目指して、つまり国際労働力移動へと向
かうことになる。ここでは、男性は建設労働者・工場労働
者などの肉体労働者になるが、女性は、家事、介護、育児
などの再生産領域の労働者となってゆく^①。このような労働
者の析出過程と密接に関連しながら、国際結婚の女性も輩
出される。実際、彼女らはもともと再生産領域の労働者で
あったケースも少なくないし、結婚して形成する家族のな
かで、もっぱら再生産役割が期待される傾向もある。いわ
ば出稼ぎ労働のなかにおける選択肢の一つとして、国際結
婚は発生するという側面を内包していると言っても過言で
はない。

もちろん結婚は単なる労働の選択ではないから、両者を
まったく同じ水準に位置づけるのは適当ではないが、共通
する側面が多分にある。それを象徴するのが、仕送りなど
による継続的な経済的支援の存在である。つまり親世代と
の同居や近居をとらない結婚は、親世代からの分離・独立
であるため、基本的には経済的に独立することを前提にす
るが、南北型の国際結婚においては、子供とくに娘は結婚
後も仕送りなどを通じて親世帯 (あるいは近親者の世帯)
の経済的な支援を行うから、出稼ぎ労働者が仕送りによっ

て親世帯（あるいは親族世帯）を支援するのと同じ役割を果たしていることを意味する。しかもこの仕送りは近親者が死去するまで継続するのを原則とするから、一般の海外出稼ぎ以上に親世帯への貢献度が高いとも言える。近年の研究では海外出稼ぎ者と母国の近親者が形成する相互扶助的な世帯維持を「グローバルな世帯保持」という概念で説明する立場があるが（足立 二〇〇八：二四六）、以上のような国際結婚女性が母国の近親者と取り結ぶ関係も「グローバルな世帯保持」という概念において捉えることが可能である。

第二に、このような「南」の女性と結婚する「北」の男性の側には、グローバル化による国内の格差化とジェンダー問題がある。つまり、日本で象徴的にみられるように、この間、中間層の分解がグローバル化のなかで進行するだけではなく、地域の分解、つまり大都市と地方・農村の間の分化と格差化も進み、結果として、大都市における「ワーキング・プア」や非正規労働者の増大、地方・農村の経済的社会的な衰退が顕著となっている。しかしながら、「北」の社会として、欧米の発信する現代的な価値や文化を吸収することによって、社会における女性の社会参加や地位の高まりが進行し、その結果として、女性達の非婚化・晩婚化、そしてより低い社会階層、あるいは古い生活慣習や規範の下で生活する男性との結婚を忌避する傾向が強まって

いる。もちろん男女の性別人口バランスがとれていれば、このことはそれほど深刻な問題を生み出さなかったかもしれないが、東北アジアではこのバランスが崩れ、男女比が逆転している。つまり、リーによれば、儒教文化による男子選好がある東北アジアでは、少子化傾向と連動して、出産段階における男子比率の増加がもたらされており、さらに医療水準の向上などによって、男子の青年期以前の死亡率が低下している（Lee, Hye-Kyung 2010: Figure2）。実際、表1の示すように、結婚適齢直前の二〇歳代前半まで男性

表2 常住人口の性別人口比（男子/女子）（年齢別） 2010年

（年齢）	韓国	台湾	日本
0-4	106.0	109.5	104.8
5-9	108.0	109.6	104.9
10-14	109.0	108.9	104.9
15-19	113.3	108.6	105.2
20-24	112.6	107.3	103.5
25-29	103.8	100.1	102.5
30-34	103.1	97.2	102.5
35-39	103.3	95.4	102.4
40-44	101.0	97.8	101.4
45-49	100.8	97.7	100.5
50-54	98.9	96.4	99.3
54-59	96.8	95.3	98.0

(注)

日本：国勢調査資料、台湾：政府統計
韓国：国連データ (<http://data.un.org/>)

の人口比は女性を上回っている。とくに韓国、台湾においてこの傾向は顕著である。

つまり、グローバル化のなかで「周辺」化される階層や地域において、若年男性の結婚難が発生している。しかも東アジアでは、父系的家族理念による家族の代代的な継承、そして子による親との同居そして扶養は重要な価値であるので、男性達は結婚、次世代の出生、親の扶養を義務として担うことになり、国内に妻を見つけないことができなかったら、海外に妻を求めることになる。そしてそこに発生する結婚では、妻は次世代の産み育てることを中心とし、さらに夫や、夫の親をケアするなど、広く再生産領域における諸役割が期待されているのである。

このような南北型の国際結婚をめぐる二つの側面を踏まえると、図1のような、国際結婚が成立する構図が浮かびあがってくる。以下では、これにしたがって、国際結婚のあり方を考察する。

二 拡大家族と再生産領域

二一 配偶者(夫)をめぐる問題

国際結婚の第一の役割は、配偶者(夫)の人としての再生産、そして次世代の再生産という特質をまず有している。外国人女性労働者問題が「再生産領域のグローバル化」

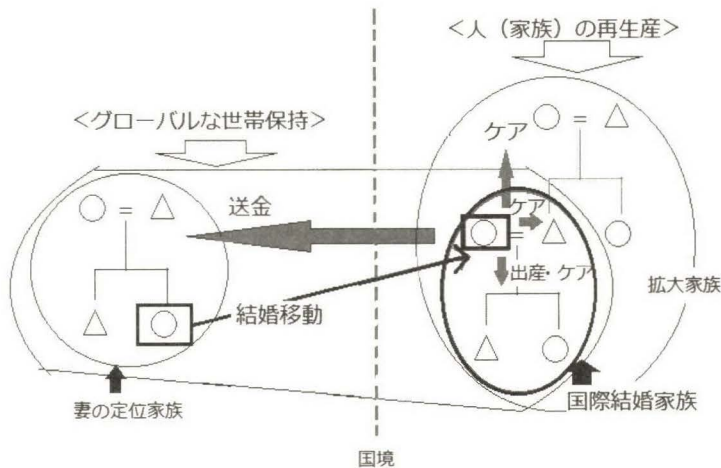


図1 南北型の国際結婚の構図

として論じられる場合は、家事・ケア労働者論にみられるように、働く妻にかわって、炊事、洗濯、育児などを海外出稼ぎ労働者が担うことが中心にあるから（足立 2008: 293-240）、そこには本質的に二つの次元の再生産労働が内包されていることになる。つまり、配偶者（夫）と子供であり、一般的には後者に重点がおかれることが多いが、実は、前者にかかわる役割も無視できない。日本などのように、性別役割分業規範が強いところではそれだけ顕著であると予想されるが、国際結婚のなかに本質的にみられるものであつて、欧米人との国際結婚のなかにさえ顕著である。

たとえばタイ、とりわけタイ東北部では、今日、「バンラー・ファラン」や「ミヤ・ファラン」とよばれる、欧米人と結婚する女性が一種の流行のようになっていて、このなかには、配偶者（夫）の再生産という側面が極めて明快に示されている。つまり彼女らの国際結婚では、結婚後に夫側（つまり欧米諸国）ではなく妻側、つまりタイ（とりわけタイ東北部）のなかで居住する形態の割合が相当部分を占めるが、そこで期待されるのは、妻による配偶者（夫）の世話である。というのは、これらの配偶者（夫）達は、すでに現役を引退した中高年者であることが多く、かれらは年金等を原資として、その引退後の生活をタイで送るために、一種の現地妻としてタイ人と結婚するのである。かれらの結婚は制度婚であるより事実婚であること

ほうが多く、子供の出生は必ずしも期待されていない（エートサクン 二〇〇九・七九）。むしろ配偶者（夫）の定年退職後の生活をより過ごしやすいものにするために、国際結婚は発生したのである。男女平等の価値観が浸透し、再生産労働そのものが公共化・市場化されている欧米社会では、夫が妻からこのような世話を受けることはできないからである。そして、このような便宜の提供との交換として、欧米人の夫たちはタイ人妻の生活を経済的に支えるとともに、妻の近親者（両親、さらに連れ子など）への経済的支援も行っている。

東アジア内部における類似の国際結婚としては、台湾における「榮民」の国際結婚がある（城本 二〇一二）。榮民は、台湾の軍隊の母体である国民党軍の退役軍人である。出身は基本的には中国本土であるが、国民党軍に参加したために台湾に移住して、長期にわたる中華人民共和国（北京政権）と中華民国（台北政権）の政治的軍事的な対立のなかで軍属を務めた。台湾島出身である「本省人」に対して、大陸部出身のかれらは「外省人」と呼ばれ、両者の関係は歴史的に軋轢が大きかったために、「本省人」女性との結婚が困難な傾向にあつた。しかしながら中国の「改革開放」への転換によって中国・台湾関係が相対的に良好になる中で、榮民と呼ばれる旧国民党軍属は大陸部出身の女性と結婚することが容易になった。台湾政府は榮民にさまざまな

恩恵や利得を与えてきたので、榮民の社会経済的地位は比較的高い。そして、この国際結婚は、以上のような榮民の老後の生活を安定化させることを最大の役割としている。

このため、台湾における一般の国際結婚に比べて、この結婚における夫婦の年齢差は相対的に大きく、子供の出生率も低いのが現状である。城本らの研究が掲げる二〇一〇年九月時点の統計によれば、榮民と結婚した外国人女性の内、大陸籍女性は二八、五八〇人、東南アジア女性は二、四一〇人であるから、榮民との結婚は圧倒的に大陸籍女性のケースが多く、さらに子供をもうけた率は、東南アジア女性では五〇％あるが、大陸籍女性では十二・七％に過ぎない（城本 二〇一二年・六六―八）。そして大陸出身の妻達は、この結婚によって、大陸部にはない生活の豊かさや将来のチャンスを獲得することができるかと信じているのである。

二二 次世代の再生産

再生産領域においてもっとも重要な位置をしめる次世代の再生産に関して、もっとも顕著な効果あるいは成果が見られるのは台湾ではなかるうか。陳の研究によれば、台湾の合計特殊出生率は、人口の順調な維持・再生産を可能にするための最低ラインである合計特殊出生率二・一を一九八四年から下回るようになったが、二〇〇〇年代の初

めまで外国人女性（大陸籍の中国人を含める）の出産数は増加傾向にあった。そのなかで、二〇〇七年には新生児の八・五人に一人（十一・七％）は移住外国人女性が出産したものとなった。また二〇〇三年に内務部が一七五、九〇九人の移住外国人妻を対象にして実施した調査結果によれば（有効回答率は七三％）、外国人妻の合計特殊出生率は三・四五であり、同時期の台湾人女性の場合の一・二三を大きく上回っており、人の再生産に大きく貢献していることがわかる。もっとも大陸籍中国人女性の場合は、すでに述べたことと一部重複するが、①初婚ではない（大陸で結婚して、その子どもがいる）、②夫は退役軍人（つまり榮民）などのため高齢である、③大陸では子どもを生む文化は弱まっていることなどの理由から、出生率は低く、一・三四に留まっている。これに対して、東南アジア出身妻の合計特殊出生率は三・九五と高水準を示しているから、彼女らの次世代再生産への貢献は極めて大きいといえるであろう（Chen, Yu-Hua 2008:336・345）。

一方、日本の統計や調査の現状からすれば、外国人女性、さらに国際結婚女性の合計特殊出生率の把握は非常に困難であるが、二次的な方法を使用して傾向を捉えようとしたものとして、山内昌和の研究がある。それは全体的な結論として、統計的にみるならば、日本では、国際結婚が次世代人口の再生産に積極的に貢献しているとは言えない

としている。確かに、フィリピンやタイといった国際結婚比率の高い東南アジア女性に関しては、一九九〇年代は合計特殊出生率が二・一以上の値を示しており、次世代の再生産への貢献がある程度みられたものの、二〇〇〇年代にはいると数字は鈍化を示し、日本人女性の合計特殊出生率よりも低下するという傾向さえみられるからである。加えて、中国人女性についてはその数値が一貫して低く、しかも日本人の場合よりも低位であるという傾向がある（山内二〇一〇・四七―八）。中国人女性の場合は、留学生の占める割合が高く、さらに同国人男性と結婚している女性の割合が東南アジア出身女性の場合よりも高いので、たとえ地方で日本人男性と結婚している中国人女性がある程度高い比率で子供を出産していても、全体の数値に反映されにくいものと考えられる。

いうまでもなく、次世代の再生産は、出生率といった人口の量のみからではなく、どのような人が再生産されているのか、あるいは再生産の社会的プロセスはどうであるかといった質的な側面から論じられる必要がある。そこでは、次世代を産み育てる外国人妻の地位のありかたも問題となろう。東北アジアでは父権的家族の伝統のもとで妻の地位は低いとされているが、外国人妻の地位はそれ以上に低くなる傾向があることは事実であろう。台湾の研究によれば、外国人妻達は乳母や子守のような存在とみなされる傾向

があるので、「母」や「妻」としての扱いを受けていないという、外国人妻達の不満が根強いとされる（Tsai et al. 2011: 94）。こうした傾向は台湾にかぎらず、程度の差こそあれ、日本や韓国でも存在することはいうまでもない。

子ども自身の問題としては、言語習得や学力向上、そして社会的なアイデンティティ形成などがある。これらの課題に対して、東北アジアでもっとも政策的に対応してきたのが韓国の「多文化家族」政策である。その政策の内容等については、近年、日本語による論文などでも扱われるようになり（白井 二〇〇八、宋 二〇〇九・二〇一―一など）、日本の研究者によっても知られるに至っている。この政策にも問題点が含まれてはいるが、その政策の実施を通じて、国際結婚女性の地位の安定化、そして生まれてくる子どもへの発達や社会化への支援を積極的に行ってきたのは事実である。加えて、台湾も韓国をモデルとして「新移民家庭」政策を自治体・民間レベルで推進しはじめているので、この分野における日本の政策的な消極性が目立つ格好となっている。日本にも「多文化政策」は見られるが、国際結婚を主要な対象とした政策はなく、しかも国がリーダーシップをとった政策を展開することはなく、自治体レベルでの対応に任せるといふ方針をとっている。日本の場合、韓国や台湾に比べて、国際結婚は社会的なイシューとしての重要度が低いとはいえ、このままの状態ではよいと言えないで

あろう。

また、国際結婚のなかで生み出される次世代は、単に受け入れ社会の次世代であるというのは少し狭い認識である。南北型の国際結婚家庭では、子ども達は父側の社会の言語、文化、アイデンティティを最終的に獲得して、その社会に統合されることが漠然とした前提となっているが、この認識はかならずしも適切なものではなろう。台湾の研究によれば、台湾人と国際結婚したインドネシア人女性のなかには、子ども達にインドネシア文化を継承させることを望むものもある (Tsai et al. 2011: 95)。日本人男性と結婚したフィリピン女性のなかには、子ども達のフィリピン・アイデンティティを維持するために、母親の姓の一部を子どもの名の一部に加えたりする者もある (佐竹、ダアノイ 二〇〇六: 一四一—二)。これらの事例は、社会階層上は主には都市中間層に属するものだが、筆者のタイ東北部の調査では、農村・地方出身女性にも類似の例を認めることができた。そこでは、国際結婚した地方・農村出身女性が、日本人との間に生まれた子どもを実家に預けて、地元の学校に通わせている。筆者が調査した二〇事例程度のなかにも複数あり、仕事などの事情から日本では育児がしにくいという理由にもとづくものもあったが、子どもにタイ人としての文化を継承させるためという明確な理由にもとづくものも存在した。これらの事実からみるならば、

国際結婚によって生まれる次世代は、東アジア内の国々を結びつける媒介者であるという認識も必要であろう。グローバル化時代の東アジアにおいては、国際結婚によって生まれた子ども達は自身の存在やアイデンティティを父親の国だけに結びつける必要はないのである。ダブル・アイデンティティや東アジア・アイデンティティというものもありうるであろう。

二一三 高齢者のケア

すでに言及したように、東北アジア、しかもその地方・農村において国際結婚女性が多く必要になったのは、男性側における親のケアにかかわっている。国際結婚した女性が夫側の親と同居・近居して、親の老後の面倒をみるということは、東アジア内部での南北型の国際結婚の大きな特徴であり、しかもこの面が加わるることによって、この国際結婚は再生産領域により深く関与することになる。この同居・近居の全体像を大規模な統計的データによって知ることは困難であるが、事例研究のなかから推察することは十分に可能である。なお韓国については、管見の範囲では関連するデータがなかったため、以下では、台湾や日本の事例研究によって考察する。

たとえば、台北市（大都市地域）と桃園県（郊外地域）における国際結婚女性を対象として行われた二〇〇六年の

事例研究では、桃園県では一〇例中六例が親と同居している。これに対して、台北市では八例中五例が核家族、その他は夫の兄弟姉妹との同居であり、親との同居は全く存在しない。台北市で親との同居がない理由の一つとして、すでに親が死去しているという事実があるようだが、全体として、大都市部より地方・農村部において親との同居が重要となっていることがわかる。そして、この研究では、親との同居が外国人妻たちに大きなストレスを与える側面（たとえば、伝統的な家族規範にもとづいて、親が孫の養育に多く口出しをすることなど）が強調されている（Tsai, Chen, and Huang 2011:96）。つまり、親との同居は親の介護・扶養として機能するが、そのことは同居する親世代が受動的な存在になることを意味するのではなく、国際結婚した夫婦の行う再生産領域における行為・活動、とりわけ次世代の再生産にかかわる営みに対して、伝統的な規範に立脚しながら干渉している。そして、その結果、国際結婚女性の心理的精神的な負担が増している。

同様の特徴は、台湾のベトナム人妻を対象とした事例研究にもみられる。この研究は、二〇〇八～九年の間に、ある地方のセンターへ家庭内暴力などの相談のために訪れたベトナム出身の国際結婚女性を対象としたものである。それによれば、十五例中十四例が夫の親と同居し、それらの中には夫の兄弟姉妹とも同居している事例が一定数ある

ことがわかる。そして同居する事例では、国際結婚女性は、息子の妻というより「義理の娘」として夫の親に奉仕することが要求され、さらに夫の兄弟姉妹が同居する場合は、彼らに対しても再生産領域の役割（家事など）が求められる。そのなかで、国際結婚女性は大きな不満をもつに至っている（Tang and Wang 2011:432-434）。

以上のように、台湾では、地方・農村における同居率の高さ、つまり高齢者ケアの役割の重要性が示されると同時に、国際結婚女性達が、同居を通じて生み出される問題のなかで不満やストレスをもっていることが事例研究で強調されている。全体像がそうなのか、あるいは研究のテーマに影響を受けたものなのか、評価の分かれるところであろうが、日本の研究では、すこし異なった結果が示されている。たとえば一九九〇年代に行われた桑山紀彦の研究は、国際結婚が生み出すストレスについてさまざまな角度から論じ、同居する夫の親との関係の問題は重要な要因であることを明らかにしているが（桑山 一九九五～三二・五八・九六）、以下のような二〇〇〇年代からの研究では異なった局面が描かれているからである。

武田里子による新潟県南魚沼市の研究は、国際結婚の時期区分にもとづいて国際結婚世代を三区分して四五事例を調査し、第一期（居住歴一〇年以上あり）では、結婚した当初に同居していた親たちが死去することによつ

て、夫婦家族や夫婦のみという世帯構成が増加しているものの、二〇〇〇年代に結婚した結婚歴五年未満の世代では、夫の親との同居が調査事例十三例中十一例を占めるといふように、二〇〇〇年代に入っても国際結婚における夫の親との同居傾向は依然強いことを明らかにしている（武田 二〇一一）。そして、南紅玉が二〇〇八年に山形県金山町や福島県三町村でおこなった研究でも同様の傾向が見られる。山形県金山町では十七例中、夫の親との同居は十三例あり、福島県の三町村でも十二例中六例ある。福島県の調査では同居率は五割であるから、あまり高くないように思われるが、この調査では当事者の年齢が相対的に高く、夫の親世代も八〇〜九〇歳に達しているので、親世代は調査時点にはすでに死去しているケースが多いために、相対的に同居率が低くなっているものと考えられる（南 二〇一〇・一九三二・二〇〇）。

しかしながら、同居を通じて、国際結婚女性が、日本の伝統的な家族制度や規範に不満やストレスを強く感じている姿はあまり見えてこない。武田の研究では、外国人妻達は伝統的な嫁—舅姑関係をそのまま受け入れるのではなく、むしろ彼女たちの育児の仕方を実践することを通じて、その関係を変化させつつあることが明らかにされている（武田 二〇一一・二〇二一）。また南に研究よれば、同居の中で嫁—舅姑関係が悪化して離婚するといった現象は確か

に存在したが、一方では、外国人妻達が母国に残していた実子を日本に連れてきて、日本の夫との間に生まれた子供と一緒に養育するという事態も生じている。とくに福島県の三町村の十二事例（いずれも女性は中国出身）すべてにおいて中国出身の連れ子がいる（南 二〇一〇・二〇二〇）。これらの地域はとくに過疎化・限界集落化の進行が著しいから、家族や地域社会を維持するために国際結婚女性は貴重な存在であり、夫の親たちが一方的に伝統的な家族規範に基づく生活実践を外国人妻に求めることは困難になりつつあるといえる。実際、武田の調査した魚沼市でも、中国人妻の場合は、連れ子の存在が一定数存在している（武田 二〇一一・一三九—四〇）。

以上の事例は、東日本の事例であるが、西日本に位置する兵庫県内の地方都市の中国人妻を調査した胡源源の研究でも、同様の傾向がみられる。つまり、詳細に調査した四事例のうち三例では夫の親との同居がみられるが、夫の親は、全体として、外国人妻の生活の仕方を尊重したり、あるいは嫁との関係が円満であることを望んで、外国人妻にあまり干渉しないなどの傾向が見られる。また中国人妻達自身も家族生活の中で受動的に行動するのではなく、できるだけ自己主張しながら家族内における自身の地位を確立するよう努力する姿が見られる。また実子を中国に残している女性もいるが、彼女らは将来日本にその子供を連れて

きて養育したいという計画をもっている(胡 二〇一三:一八四)。このように同居という事実は大きく、そのなかで夫の親の世話や扶養がなされることは各国に共通に存在するが、そのなかで営まれる家族生活の様相は、国によって異なり、それぞれが相対的に固有の課題をもっている。

三 「グローバルな世帯保持」の展開

三―一 「世帯保持」から「グローバルな世帯保持」へ
足立眞理子によれば、「世帯 (household) / 世帯保持 (householding)」の概念は、ウォーラーズテインによって提起されたものである(足立 二〇〇八:二四二―三)。比較的新しい彼の著書にもとづけば、以下のように要約されよう。つまり、資本主義システムを支えるプロレタリア(賃金労働者)を「孤立した個人として捉えることは非現実的」であり、彼らは通常は世帯(訳書では「家計世帯」の訳語が充てられている)「のなかで、他の諸個人と結びつけられている存在である。そして、この世帯においては、家族的な結びつきが「唯一の紐帯の様式」ではない、また「住居とともにする成員からなることが多いが、通常考えられているほど多くはない」ので、出稼ぎ等で実際には別居している人間もメンバーも含んで成り立っているという特徴がある。このような世帯は、その構成員の出入りを経

ながら長期三〇年度程度)にわたって存続し、「なんらかのかたちで一集団のために所得を提供し、その所得に立脚する消費を共有する義務がある」ものとして、固有の社会単位をなしている(Wallerstein 2004=2006:86-7)。そして、足立によれば、このような世帯の実践的過程に焦点を充てるものとして、世帯保持 (householding) という概念がウォーラーズテイン等によって使用されてきたのである(足立 二〇〇八:二四三)

このような世帯の大きな特徴は、その所得源の多様性にある。同じく最近の著書によれば、賃金所得(その雇用形態はさまざまであり、国家や労働組合から規制をうけることがある)、自給自足的活動(これはより広義での解釈が必要であり、近代世界ではむしろ拡大している面がある)、小商品生産(相対的に貧しい地域で広範囲にみられるものの、実際はそれに限定されない)、地代(株の配当金や預金の利息も含む)、移転給付(贈与、年金、保険金など)の五種類が存在している。そして、近代世界のような社会をふくめて、どれかひとつの所得源がまったく欠けているような世帯はほとんど存在しないのであり、その所得の供出のありかたには「性別ないし年齢のカテゴリーとの相関関係」が見られる。しかし同時に、近代社会では、賃金所得が過半を占めるどうかを規準として、世帯には「プロレタリア的」と「半プロレタリア的」の種類があり、

雇用者にとつては、賃金水準を低く抑えることができるという立場から、「半プロレタリア的」世帯の成員である労働者のほうが好ましい存在であるとされる (Wallerstein 2004=2006:88,94)。

たとえば、途上国における出稼ぎ労働者の世帯の所得でみれば、出稼ぎによる賃金収入のほか、出身家族の半自給的農業、様々な雑業、日常的な自給的生活、国家からのわずかな給付金などから構成されていることが想定される。つまり賃金所得以外のさまざまな収入源をもち、こうしたものがセットとなつて一つの世帯が長期に営まれている、つまり世帯保持がなされるから、経済先進国の賃金労働者のような賃金水準を必要としないということである。また、その場合、途上国における所得源の多様性を可能にする重要な要因は、すでに若干言及した伊豫谷の論じるところの「生存維持経済」の存在であろう。「生存維持経済」自身は前近代的な農民経済を歴史的実体とするもので、ひとつの「地域の再生産体」として成立し、近代国民経済の成長と共に弱体化するものの、現代のグローバル経済のなかにも部分化されて存続していると考えられる。伊豫谷は、それを「ローカル市場」と規定したが (伊豫谷 2001:31)、この「ローカル市場」に片足を置いて世帯が運営されることに、途上国的な世帯保持の特質がみられるであろう。もちろん、それが市場経済のグローバルな展開の下で解体・

溶解に向かっていることは事実だが (伊豫谷 二〇〇一・三五)、その展開は単純ではなく、一方では、グローバル経済のもたらすさまざまな矛盾の創出のなかで「ローカル市場」の終焉が貫徹されず、むしろ再生産される面がある。新しいローカリズムの生成であり、それは新たな形での地方社会の共同性を意味している。

このような「世帯／世帯保持」が、国境を越えて移動・移住した人々をも包摂して成立するのが、「グローバルな世帯／世帯保持」である。この概念は、M・ダグラスがウォーラステインの理論を踏まえつつ、アジア・環太平洋地域の実証分析をおこなうために最初に提示し、足立らが「再生産領域のグローバル化」論のなかに導入し、発展させてきた (足立 二〇〇八 二四六―九)。つまり資本主義市場経済が浸透する途上国の地方・農村の「家計にとつては、移動が国内であるかはそのときどきの問題」に過ぎず、「個人あるいは地域からみれば、国内移動と国際移動とは連続した過程として現れ、移動の流れは賃金格差やルートが存在など多様な要因によつて規定される」 (伊豫谷 二〇〇一・一六二) ものであったから、国内出稼ぎ者 (労働者) を含んで世帯／世帯保持が成立するのと同じ論理で、海外出稼ぎ者 (労働者) を含んだ世帯／世帯保持が成立することになる。こうしたなかで、移民労働は「たんに低賃金労働を供給する一方的なものではなく、移民送金が逆に農村

社会をささえる」というように、双方向的なものとなっているとされる（伊豫谷 二〇〇一：四二）

三二二 送金 (Remittance) 等の経済的支援

そして、この「グローバルな世帯保持」は、海外出稼ぎ労働者を包摂する場合だけではなく、国際結婚をして海外に移住した女性、そしてその夫や子どもをも包摂して存在しているというのが、本稿の立場である。足立が、再生産領域の労働者（ケア労働者など）として海外で働く者を含んだ「グローバルな世帯保持」論を推し進めたことは大いに意義のあることである。足立はその観点から、ウォーラーステインが提唱した世帯の所得源の五分類の不十分さを指摘し、家政婦などのケア労働者が受け取る収入は、経済学的的には「貨幣支払いを受ける用益給付の代金としての俸給」として、別カテゴリーの設定を求めると、意欲的である（足立 二〇〇八：二四四―五）。しかしながら、さらに進んで、国際結婚女性（家族）をも包摂した「グローバルな世帯保持」の視点が必要と思われる。実際、国際結婚女性による母国の近親者への送金 (remittance) や、さまざまな経済的支援はこれまでもしばしば指摘されてきたことであるから、「グローバルな世帯保持」論は国際結婚においても重要な位置を占める。

筆者がタイ東北部の調査で出会った事例のなかには、息

子は台湾に出稼ぎに行き、娘は国際結婚で日本に住み、これら息子・娘の送金や結婚時の結納金などで、親が家、農地、家畜を購入して、まさに世帯保持に努める姿があった。その事例では、複数の海外移動・移住者を巻きこみながら、ひとつの世帯としての長期的な存続が目指されているように思われる。それぞれの時点でみれば、一般の出稼ぎ労働者からの送金に比べて、国際結婚女性からの送金の金額は小さいかもしれないが、その送金の持続期間は長い。つまり海外出稼ぎとは違って、一〇年～二〇年単位での長期的定期的送金・経済的支援が見込めるから、送金・支援の累積額は大きくなる。このような送金等が、ウォーラーステインや足立の分類論のなかにどのように位置づけられるかを今ここで論じることができないが、「グローバルな世帯保持」における所得源泉の一翼を担うことは否定できないであろう。

たとえば、日本における国際結婚女性のなかで大きな比重を占めるフィリピン人妻については、どうか。送金の実態に関するまとまった研究は見あたらないものの、原島博の研究のなかにそれをうかがわせるものがある。この研究は、フィリピン海外移住委員会 (Commission on Filipinos Overseas) が実施する渡航前研修に、一九八五年から二〇〇五年まで参加した八六、一九一人に関する政府統計をまとめたもので、その中では、フィリピン人女性が日本人

と結婚する理由（複数回答可能）として、「愛があるから」と答えたものが六割以上を占めるにもかかわらず、付き合った期間が「六ヶ月未満」というケースが全体の八割以上を占めているという、ある意味で矛盾した結果が示されている。もちろん愛情があつてこそ結婚は成立したのであるが、同時に結婚理由として二番目に多い「経済的理由」回答数全体の約一九％も重要な意味をもつたと推察されるから、結婚後において送金は重要な位置を占めるものと考えられる（原島 二〇〇八・五）。

同委員会の統計データを整理した表3のように、フィリピン海外移住委員会の統計によれば、二〇一一年における日本からフィリピンへの海外送金は約九億一〇〇〇万ドル（ただし船員などによる海上送金が約三〇％を占める）と東アジアではトップである。世界的に見ても、アメリカ、カナダ、サウジアラビア（表では省略）、そしてイギリスに次ぐものである。しかも従来、フィリピンにとって、日本はアメリカに次ぐ国際結婚女性の供給地であり、それ以下の国の実績を大きく引き離している。受け入れ国の人口規模を考慮すれば、日本はフィリピン夫妻の最大の供給先といっても過言ではない。また、日系人を除くと海外から一般の出稼ぎ労働者の受け入れ枠が小さい日本では（なお一時期までは興行ビザによる受け入れが相当数あった）、日本国内に居住するフィリピン人全体に占める国際結婚女

性の割合は極めて高いと考えられる。それは表のなかの海外居住者中に占める「永住者」の割合の高さに反映されている。この点、韓国や台湾は、むしろ香港やシンガポールのように短期労働者としてフィリピン人を受け入れている国・地域の傾向をもっている。このような事実から、日本からフィリピンに向けられる送金において、国際結婚女性（あるいは家族）からの送金の占める比重は高いことが明らかであり、「グローバルな世帯保持」機能を果たしているといえよう。

また韓国や台湾に多くの国際結婚女性を供給しているベトナムについては、彼女らの主な出身地である南部メコンデルタ地域（横田 二〇〇八・九〇）を調査したダニエル・ベラン（Danielle Bélanger）等の研究が参考となる。彼等は、二〇〇七年にこの地域内の三農村について統計的調査を実施し、国際結婚女性を送り出している二七六世帯中の八〇％が女性達から送金を受けていることを明らかにしている。その金額は多様であるが、中央値は年間で一千ドル程度であった（Belanger and Tran 2009:25）。当時における現地の物価水準を考えると、決して少ない金額であるとは言えないであろう。つまり国際結婚によって海外に居住するベトナム人女性も、実家の親や兄弟と緊密な関係を維持し、「グローバルな世帯保持」を実践しているのである。送金を通じた「グローバルな世帯保持」の実態をもう少

表3 フィリピンにおける移民と送金

	送金 (内 海上からの送金) <単位:千ドル> (2011年)	海外移住登録数 (1981年~ 2011年の累計)	海外居住者数 (内 永住者※1) <推計> (2010年12月)	国際結婚件数 (1989年~ 2011年の累計)	海外雇用契約件数 (新規+継続) ※2 (2010年)
日本	913,548 (268,414)	120,713	290,358 (127,264)	113,265	5,938
韓国	156,619 (33,656)	9,391	82,359 (10,692)	11,343	11,697
台湾	156,676 (9,996)	—	99,399 (8,437)	8,152	36,866
香港	367,864 (72,341)	—	169,749 (23,509)	—	101,340
シンガポール	789,243 (175,312)	—	160,020 (44,000)	—	70,251
アメリカ	8,481,164 (2,437,907)	1,203,815	3,166,529 (2,882,420)	173,724	3,705
カナダ	2,071,489 (10,953)	310,866	667,674 (581,095)	17,500	13,885
オーストラリア	248,190 (248,190)	113,625	345,592 (302,120)	32,432	5,915
イギリス	956,639 (285,754)	10,990	196,740 (92,669)	8,874	5,284
ドイツ	478,688 (211,916)	13,175	55,821 (45,647)	13,699	117
イタリア	550,654 (26,670)	20,718	123,379 (33,055)	—	25,595

注) すべて、Commission on Filipinos Overseas の統計をもとに作成。

※1は、労働契約によらない長期滞在外者全体を示す。※2は、海上雇用(船員など)を除く。

し徹視的に把握するために、前出の筆者のタイ東北出身女性調査にもとづけば、日本に住むイサン女性(タイ東北部の通称は「イサン」である)による実家への送金は数ヶ月に一度なされ、月当たり換算では七千〜一万バーツ(二〜三万円弱)という平均的な姿が浮かび上がってくる。地元にある国際結婚斡旋業者の関係者への聞き取りによれば、業者斡旋婚の場合には、法的な拘束力があるかどうかは別として、結婚の契約書のなかに、妻側の親が死ぬまで送金を定期的に行うという条項が記されていることもある。また定期的な送金以外には、家の新築・改修、車や家畜の購入などに経済的な支援を行っている。

もちろん、送金がない、また頻度が少なくなるという事例も一定数ある。その理由としては、子どもの教育費が増えたために、送金の余裕がなくなるということもある。しかしながら、それぞれ事情があるがあるにせよ、送金の不定期化や停止は、まさに「グローバルな世帯保持」が破綻した状態にあることを示しており、これらの事例では、女性の実家の世帯は、調査で見聞した限りでは経済問題を抱えているように見受けられた。しかも、それらの事例のなかには、日本での国際結婚の破綻＝離婚を伴っている場合もあり、それらは多面的な問題を抱えているというのが実情である。これに対して、送金が定期的に行われているケースでは、日本で結婚生活を送る女性(および、その夫や子供)

の帰省なども定期的に実施され、そのなかで「グローバルな世帯」としての交流を深め、その結合を再確認し合っている。一方、定期的な送金が途絶えているケースでは、実家への帰省どころか、電話等での日常的コミュニケーションも非常に希になっている傾向がみられた。送金を軸にして「グローバルな世帯」が維持され、そのなかに円滑な近親者の関係が構築されるということである。送金の存在は、国際結婚自身の安定性のバロメーターや指標にもなっているであろう。

このように国際結婚女性による送金は重要な役割を果たすことになるが、その送金を行うことの困難さも認識しておく必要がある。送金は、原則として、女性自身が住む社会（つまり夫側の社会）で労働を通じて獲得した収入を充てることになるが、女性達はその移住先社会で高い収入を獲得できる職業に就くことは困難である。加えて、その結婚が再生産領域における役割を果たすことを主な目的としているから、女性達が家族の外で働くという行為自身に制約がかかっている。子供がある程度成長する、あるいは親世代が死去するなどして、はじめて時間的余裕が得られるのであって、それまでは働いて送金に必要な収入を得ることは困難である。ただし、先のタイ東北部の斡旋業者の例にみられるように、少なくとも日本人との結婚では、夫側がこの送金の責任も担うことを求めている傾向もあり、実際

の実現の程度には差異があると思われるが、夫自身がこの送金の担い手としての役割を分担していることも少なくないと、調査経験上から推察される。韓国や台湾では、子供による親扶養の価値観は日本以上に強いから、たとえ父系的な関係のものではないとしても、国際結婚女性による親扶養を容認したり、支援したりする傾向は存在すると思われる⁵⁾。

三一三 送金と社会変容

「グローバルな世帯保持」のためになされる送金や経済的支援は、国際結婚女性の家族生活や地域社会にさまざまな側面に変化を及ぼすことになる。たとえば、主に西欧諸国に住むタイ東北出身の国際結婚女性を対象とした研究によれば、送金によって家族の経済力が強まるために、地域社会のなかにおける女性の実家への評価が高まること、また、送金する国際結婚女性は地元の地域社会において豊かな女性のイメージを生みだし、その結果として地域社会で国際結婚志向が高まるといった影響を生み出すとしている (Suksonboon 2007:9-15)。以下では、前出のベラン等の研究にもとづいて考察をすすめる。

それによれば、まず家族、つまり「グローバルな世帯」内における権力構造や意思決定構造が大きく変化して行く。それまでの家族においては、男性そして年長者が権威

をもち、かれらの権威・権力のもとに家族は運営されていた。しかしながら国際結婚した女性達は、送金によって実家の近親者の生活を支援しているため、「グローバルな世帯」内における彼女の地位は高まる。誰もが彼女の送金や経済的支援なくしては、生活が成り立たないことを認識しているからである。この研究では、国際結婚女性を送り出していない世帯との比較が統計的手法によってなされているが、実際、これらの世帯では、以上のような意思決定構造の変化は見られなかったとされている。さらに、国際結婚女性はこの意思決定構造の変化を通じて、彼女の送金と直接に関係する範囲（土地、財産、家の建築など）はもちろんのこと、それ以外のさまざまな生活の範囲（教育、健康、結婚といった）にも影響力を及ぼすに至っているとされる（Belanger and Tran 2011:66-67）。

しかしながら、国際結婚女性の送金は、他方では「グローバルな世帯」内の他の成員、つまり彼女たちの母国の近親者を無気力状態に陥れているとされる。逆に、「グローバルな世帯保持」の不安定化を生み出しているのである。つまり、母国の近親者たちは、国際結婚女性からの送金を過度に当てる傾向を強めて、かつての勤勉さ、質素な生活ぶりを失う。お金の無駄遣い傾向さえ生み出す（国際結婚女性からは、そのように見える）。そして、彼女たちからの送金額が少なかったり、送金の頻度が低下したりす

ると不満を持つようになる。このような事実は、国際結婚女性に圧力やストレスを生み出す（Belanger and Tran 2011:67）。国際結婚女性が結婚先で営む生活は、移住先の社会全体からみれば相対的に低い傾向にある。確かに、彼女たちは周辺からより中心部へと上昇移動をしたかに見えるが、その嫁ぎ先の家庭は、そのなかでは周辺（地方・農村、あるいは中下層）に置かれているのであるから、彼女達が母国の近親者に送金することは決して簡単なことではない。また彼女たち自身も、嫁ぎ先の社会のなかで高収入の職業を得ることは期待できないし、言葉の問題などによって働いて賃金をえることさえ困難であることも少なくない。こうした生活のなかで工面・工夫しながら送金をしているのが実態であるにもかかわらず、「グローバルな世帯」のメンバーはそれを理解しないからである。つまり送金が「グローバルな世帯」内の不和や不統合という負の影響も生み出すことになる。

地域社会レベルにおいても影響は大きい。第一に、すでに述べたタイ東北部と同じく、国際結婚をした女性の生き方が、家族だけではなく地域社会の「役割モデル」になり、理想化される。つまり地域社会の若い女性にとって、国際結婚してより経済的に発展した社会で暮らし、自分の家族のもとに送金をして、家族を豊かにすることが理想的な生き方とされるようになる。こうした傾向を助長させるも

のとして、国際結婚をした女性達自身の言動がある。上述のように、国際結婚した女性性は自分たちの結婚生活がそれほど豊かで安定したものでないことは十分に自覚しているが、そのことをあかまらさまに言動に出すことはしない。やはり自分の結婚は成功したものであると母国の親族や地域社会には思われたいので、自身の結婚を肯定的に語る傾向がある。このために実態を知らない地域社会の人々は国際結婚を理想化し、それが若い女性達の「役割モデル」として浸透するのである。

ベラン等の研究によれば、このことは、第二の問題を地域社会に引き起こすことになる。つまり若い女性が国際結婚することを「役割モデル」にするようになると、若い女性達が、もし国内、そして同じ地域社会内部の男性と結婚する場合には、その男性に対して非常に高い社会経済的な地位を期待するようになる。つまり地位が高く、結婚生活を安定的にしてくれる国内・地域社会内の男性なら結婚してもよいが、そうでないなら国際結婚を選択するという姿勢をとるようになる。このことは必然的に、地域社会内部における男子の結婚難を生み出し、地域社会の婚姻システムが大きく崩れることになる (Belanger and Tran 2011:71)。

そして、このプロセスは、最終的には「グローバルな世帯保持」を不安定化するという悪循環を生み出すことにな

るのではなからうか。なぜなら、国際結婚女性からの送金などによって「グローバルな世帯保持」はより円滑になるが、一方では、その「グローバルな世帯保持」を中心になつて担うべき次世代の核家族（具体的に国際結婚女性の兄弟と、その配偶者および子供）の形成が困難になり、「グローバルな世帯」の持続可能性が低下することになるからである。しかも問題は女性達の次世代において発生するのではなく、女性の親世代のケアの困難化、また場合によっては、女性達が近親者に預けている実子（国際結婚する前の結婚で生まれた子供達）の養育の困難化として近々に顕在化することがありうるのである。というのは、これら親や実子の面倒を実質的にみているのは、彼らと同居・近居している国際結婚女性の兄弟姉妹達であるから、たとえ送金が国際結婚女性たちから送られても、彼らが安定した家族を形成していなければ、その送金自身が有効に使用されないからである。国際結婚が地域社会の若い女性の「役割モデル」化されることによって引き起こされる矛盾がここに内包されており、国際結婚の増加を手放して肯定できない現実が示されている。

本稿の目的は、東アジアにおける国際結婚、とくに南北型として捉えることのできる国際結婚の基本的な成り立ちを、現代の東アジアの構造的な展開を踏まえつつ論じることにあった。そのために、足立眞理子が「再生産領域のグローバル化」論において重視している二つの軸、つまり再生産労働論と「グローバルな世帯保持」論を国際結婚の場面において適用して、前者を、国際結婚女性に依存した人（生命）の再生産の実践、後者を、国際結婚女性の定位家族と生殖家族が結合したグローバルな世帯保持の実践として位置づけ、それぞれの内容を統計的データや事例研究を利用してしながら考察し、東アジアの国際結婚の現代的な特質を解明した。もともと本稿の考察や分析はまだ荒削りなものであり、今後それぞれの内部を詳しく、深く解明する必要がある。

また予定では、地方社会・地域社会と南北型の国際結婚の関係についてもっと詳しく論じたいと考えていたが、紙幅の都合もあり叶わなかった。つまり、国際結婚は「グローバルな世帯保持」とどまらず、（ローカルな社会保持）にも大いにかかわるという論点である。

受け入れ側の地方社会については、本稿で取り上げた研究のなかにも、散在するかたちでその姿が示されている。

たとえば、国際結婚は次の世代を生み出すことによって、各家族の世代的な連続あるいは再生産を可能にしているだけではなくて、その結果として地方社会の持続を可能にしている。今日、台湾、韓国、日本では周辺部の村落社会の過疎化・限界集落化が進行しているが、このような地域社会を持続可能にする上で、国際結婚家庭が生み育てる子供の存在や役割は大きい。また高齢化する地方社会に対して、国際結婚女性達は働き手となって貢献できる。結婚後のある段階までは地方社会のなかで働くことには困難が多いが、一定の期間をへると地方社会の活潑な担い手となることができる。日本の例では、起業家として活躍する例もみられる。

一方、送りだし側の地方社会については、国際結婚女性の送金によって地方社会が経済的に豊かになるということがある。実際、タイ東北部では、単に地元の人達に国際結婚熱が広がっているだけではなく、地方行政の役職者さえも、国際結婚が地方社会開発の原動力になると考えて、奨励する傾向がある。確かに、国際結婚の送金は地元を金で流し、それによって地方経済が活性化する傾向はある。しかしながら、同時に、そこには負の影響も想定される。例えば、送金による世帯保持への貢献は、送りだし側の地方社会におけるグローバル市場経済への依存度を一層高めるとことによって、「ローカル市場」の解体を促進するであ

ろう。そして、「ローカル市場」が解体することは世帯における商品消費の量的増大、さらに金額上の高騰を招くから、結果として、国際結婚女性に求められる送金額の高騰が発生する。それは結局、国際結婚女性が送金をつうじて「グローバルな世帯保持」に参加することを困難にすることなる。こういう一種の悪循環が発生する。その意味において、国際結婚と結びついた「グローバルな世帯保持」の安定は、女性の出身地である地方社会における「ローカル市場」の存続、つまり〈ローカルな社会保持〉を前提として成り立つ、あるいはそれと不可分に連動していることになる。

地方社会と国際結婚の関係については、今後さらに検討してゆきたい。

註

(1) 「再生産領域」あるいは「再生産労働」という用語や概念は近年使用頻度が高まっている。足立眞理子は、「再生産領域」を「生命・人間・労働力の再生産に関わる領域、したがって、人間の誕生から死に至る再生産の総過程を含むものである」としている(足立 二〇〇八・二三五)。また最も公式的な定義である一九九九年の国連経済社会局のものを踏まえつつ、「再生産労働」を①社会構造の維持、すなわち社会的再生産の関わる労働であること、②社会的再生産の基礎となる人の誕生と死、「主体化」とその終息に関わる、生存・生活の再生産全般に関与する労働であるとしている(同・二二二・三三三)。本稿もおおよそこのような理解に従うものである。

(2) 日本の外国人政策では、専門職等以外の外国人労働者が新規に流入することを制度的には認めていない。その例外として、日系人と難民、そして研修生がある。したがって「多文化共生」が国際結婚を固有のターゲットとしないことは、自ずと「多文化共生」政策そのものの存在を弱いものとしている。

(3) 筆者のタイ東北部での国際結婚調査は二〇〇六年頃から、小規模ではあるが、継続的に実施された。この調査は、当時コーンケン大学大学院の学生であったイエンジット・テインカーム氏の協力のもとになされ、同氏もこのテーマによって自身の研究を進め、その成果を論文等として発表している(Khuan W. n. 2552A/B, Khuan usw navaej w. n. 2553)。なお同氏は、その後ウドンターニー・ラーヂャパット大学講師となったが、二〇一一年に不慮の事故で逝去した。心より冥福を祈りたい。

(4) 中尾美智子が韓国の農村地域で行った聞き取り調査では、調査

した六例の中で夫の親と同居しているのは一例だけであったことはすこし意外である(中尾 二〇一〇:四八)。いずれにしても現在のところ適当なデータがないので、韓国における状況について断定はできない。

(5) タイ人と欧米人との国際結婚の研究によれば、欧米の先進国では核家族文化や公的福祉制度の充実を背景として、子供が親のために送金するという価値観や文化はほとんど存在しないために、夫側は妻の送金について無理解であり、女性達はおっぱら自力で送金する必要がある、送金問題が夫婦間の緊張を生み出すとされる(Suksomboon 2007:12,13)。

文献

- 足立真理子 二〇〇八 「再生産領域のグローバル化と世帯保持(householding)」(伊藤るり・足立真理子『国際移動と連鎖するジェンダー』—再生産領域のグローバル化』作品社)
- 伊豫谷登士翁 二〇〇一 『グローバルゼーションと移民』有信堂
- ウ シンイン 二〇一〇 「台湾に結婚女性に関する動向と支援策」(『東京大学大学院教育学研究科紀要』五〇)
- エートサクン シリラット 二〇〇九 「ウドーンターニー県における農村女性の国際結婚」(『陳玲訳』『社会学雑誌』二六、神戸大学社会学研究会)
- 奥島美夏 二〇〇八 「インドネシア・ベトナム女性の海外進出と華人文化圏における位置づけ」(『異文化コミュニケーション研究』二〇、神田外語大学)
- 桑山紀彦 一九九六 『国際結婚とストレス アジアからの花嫁と変容するニッポンの家族』明石書店
- 胡源源 二〇一二 「日本の地方社会における日中国際結婚—兵庫県T市を事例として—」(『社会学雑誌』二九、神戸大学社会学研究会)
- 佐竹真明、メアリー・アンジェリン・ダアノイ 二〇〇六 「フィリピン—日本国際結婚—移住と多文化共生—」めぐん
- 佐藤隆夫編著 一九八九 『農村と国際結婚』日本評論社
- 白井京 二〇〇八 「韓国の多文化家族支援法—外国人統合政策の一環として—」(『外国の立法』一三三)
- 城本るみ 二〇一二 「台湾における介護者としての中国大陸籍配偶者」(『人文社会論叢・社会科学篇』二七、弘前大学)
- 宋囂營 二〇〇九 「韓国における国際結婚女性移住者に対する政策の転換とその要因」(『政策科学』十七、一、立命館大学)
- 宋囂營 二〇一一 「韓国の多文化家族支援センターの教育事業が女性移住者の生活適応に及ぼす影響」(『政策科学』十八、二、立命館大学)
- 中尾美知子 二〇一〇 「韓国の『結婚移民者』にみる流動と定着」(『岩手県立大学社会学部紀要』十二、二)
- 新潟日報社会学芸部編 一九八九 『ムラの国際結婚』無明社
- 竹田里子 二〇一一 『ムラの国際結婚再考』めぐん
- 原島博 二〇〇八 「フィリピン人女性の国際結婚と日本への移住支援に関する研究」(『ルーテル学院研究紀要』四二)
- 朴賢貞・坪田光平 二〇一一 「国際結婚家庭における家族支援の意義と課題」(『東北大学大学院教育学研究科研究年報』六〇、一)
- 日暮高則 一九八九 『むら』と「おれ」の国際結婚学』情報企画出版
- 馬兪貞 二〇一一 「韓国の都市と農村における国際結婚の比較研究—全羅南道における二つの地域を中心に—」(『立命館国際研究』

- 南紅玉 二〇一〇 「外国人花嫁の定住と社会参加」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』五九・一)
- 山内昌和 二〇一〇 「近年の日本における出生数と出生率」(『人口問題研究』六六・四)
- 横田祥子 二〇〇八 「グローバル・ハイバガシニー——台湾に嫁いだストナム女性の事例から——」(『異文化コミュニケーション研究』二〇、神田外語大学)
- Bélangier, Danièle and Tran Giang Linh, 2009. "Contribution of Women Marriage-Migrants to Their Families of Origin in Vietnam", paper presented at the 2009 IUSSP conference, September 30, 2009
- Bélangier, Danièle and Tran Giang Linh, 2011. "The Impact of Transnational Migration on Gender and Marriage in Sending Communities of Vietnam", *Current Sociology* 59(1)
- Chen, Yu-Hua, 2008. "The Significance of Cross-Border Marriage in Low Fertility Society: Evidence from Taiwan", *Journal of Comparative Family Studies*, 39(3).
- Constable, Nicole ed. 2005. *Cross-Border Marriages: Gender and Mobility in Transnational Asia*, University of Pennsylvania Press.
- Fujii, Masaru, 2010. "Japanese-Thai Marriage as a Part of East Asian Cross-cultural Marriages", in Masaru Fujii ed. *Cross-cultural Marriage in East Asia*. Report of Research Project by JSPS Grant-in-aid, Kobe University.
- Jones, Gavin W., 2012. "International Marriage in Asia: What Do We Know, and What We Need to Know", *Asia Research Institute Working Paper Series*, No.174, National Singapore University.
- Lee, Hye-Kyung, 2010. "Family Migration Issues in North-East Asia", Background Paper WMR 2010, International Organization for Migration.
- Lee, Yeon-Ju, 2011. "Overview of Trends and Politics on International Migration to East Asia: Comparing Japan, Taiwan, and Korea", *Asia and Pacific Migration Journal*, 20(2).
- Shu, Bih-Ching, For-Wey Lung, and Ching-Hsien Chen, 2011. "Mental Health of Female Foreign Spouses in Transnational Marriages in Southern Taiwan", *BMC Psychiatry*, 11(4).
- Suksomboon, Panitee, 2007. "Remittance and Social Remittances: Their Impact on Lived Experiences of Thai Women in the Netherlands and Non-Migrant in Thailand", presented at the conference on "International Migration, Multi-Local Livelihoods and Human Security: Perspective from Europe, Asia and Africa", The Hague, The Netherlands.
- Tang, Wei-hui Anna, and Hong-zen Wang, 2011. "From Victims of Domestic Violence to Determined Independent Women: How Vietnamese Immigrant Spouses Negotiate Taiwan's Patriarchy Family System", *Women's Studies International Forum*, 34.
- Tsai, Tzu-I, I-Ju Chen, and Song-Lih Huang, 2011. "Motherhood Journey Through the Eyes of Immigrant Women", *Women's Studies International Forum*, 34.
- Yamanaka, Keiko and Nicola Piper, 2005. "Feminized Migration in East Asia and Southeast Asia: Politics, Actions, and

Empowerment, *Occasional Paper No.11*, United Nations Research Institute for Social Development.

Wallerstein, Immanuel, 2004. *World Systems Analysis* (『ウォールステイン 二〇〇六 『入門 世界システム分析』(山下範久訳) 藤原書店) .

ทินชาน, เป็นจิตกร, พ.ศ.2552A. "การแต่งงานข้ามวัฒนธรรมของหญิงไทยกับชายญี่ปุ่น", *วิทยานิพนธ์ปริญญาศิลปศาสตรมหาบัณฑิต*, (тейн काम ไอเอ็นจีต 二〇〇九 『タイ女性と日本男性の国際結婚』修士論文、コーン ケーン大学)

ทินชาน, เป็นจิตกร, พ.ศ.2552B. "การแต่งงานข้ามวัฒนธรรมของหญิงไทยกับชายญี่ปุ่น", *วารสารวิชาการ ม.อ.*, *วารสารวิชาการ ม. อ.*, ปีที่ 11 ฉบับที่ 4 (тейн काम ไอเอ็นจีต 二〇〇九 『タイ女性と日本男性の国際結婚』(『ウボンラーチャターニー大学学报雑誌』一・四))

ทินชาน, เป็นจิตกร, และ มณีนิม ทองอยู่, พ.ศ.2553. "ปรัชญาจัดหาสุ: เส้นทางรักหญิงไทยกับชายญี่ปุ่น", *การประชุมวิชาการแสดงผลงานวิจัยระดับบัณฑิตศึกษา ครั้งที่ 11, มหาวิทยาลัยขอนแก่น* (тейн काम ไอเอ็นจีต・toon nyu ni mai 二〇一〇 『幹旋会社: タイ女性と日本男性の愛の通路』(第十一回コーンケーン大学大学院研究成果発表表学会議: 提出論文) (<http://gsbooks.gsu.kku.ac.th/53/grc11/files/hmp24.pdf>)

(付記) 本稿は、科学研究費補助金「二一世紀『東アジア国際結婚論』の創造―『東アジア共同体』構築の視点から―」(挑戦的萌芽研究 平成二三〜二四年度、研究代表者: 藤井勝) の成果の一部である。